



空き家利活用推進補助金【片付け補助金】のご案内



町では、空家または空店舗の所有者の負担を軽減することで空家および空店舗の利活用を促し、もって定住・移住希望者の定住推進を図るため、空家または空店舗の片付けを行う所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。

対象者 空家または空店舗の所有者

対象内容 建物内外の片付け・清掃及び廃棄物の運搬・処分(補助率 10/10 以内、上限 10 万円)

手続きの流れ

!!注意!! 事前申請制ですので、必ず着工前にご相談ください

業者へ見積依頼

賃貸または売買契約が締結され、相手方と片付けの範囲を相談後、廃棄物処理業者(町内に限る)と打ち合わせをして「見積書」を入手します。

※町内産廃事業者:有限会社ミツイン

電話 0264-57-3412 F A X 0264-57-3410

申請書の作成・提出

申請書を作成のうえ必要書類を添付し、役場へ提出してください。

申請書 南木曾町空き家利活用推進補助金交付申請書(様式第1号)

- 添付書類**
- 賃貸又は売買契約書の写し、もしくは、南木曾町空き家バンク登録完了通知書の写
 - 町内事業者の見積書
 - 実施前の住居の状況を明らかにする写真(全容および事業実施箇所)
※実績報告写真も必要となります。なるべく同じアングルで撮影いただきますようお願いいたします。
 - 申請者(所有者)の納税を証明する書類(固定資産税等)
※税務窓口にて「納税証明書」を発行。
 - 承諾書(様式第4号)

[役場] 審査・交付決定通知書送付 (通知書受領後) 業者への発注をし、工事を実施

(工事完了後)
**業者へ支払い、
領収書を受領**

工事が完了しましたら、業者へお支払い後、領収書を受け取ってください。

報告書の作成・提出

報告書を作成のうえ必要書類を添付し、役場へ提出してください。

報告書 南木曾町空き家利活用推進補助事業実績報告書(様式第8号)

- 添付書類**
- 完成(完了)写真 ※申請で提出した写真と同アングル
 - 領収書の写し

[役場] 審査(現地調査)・確定通知書送付

(確定通知受領後)
請求書の作成・提出

請求書を作成し、役場へ提出してください。

請求書 南木曾町空き家利活用推進補助金請求書(様式第10号)

[役場] 審査・補助金支払い

お問い合わせ

南木曾町役場 もっと元気に戦略室 元気なまちづくり係
住所: 〒399-5301 長野県木曾郡南木曾町読書 3668-1 電話: 0264-57-2001